

## ユニット型介護老人福祉施設「わたしの家 府中」料金表

[令和7年5月1日版]

- \* 入居者が支払う基本料金は厚生労働大臣が定める介護給付費の1割～3割とします。(負担割合は市区町村から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。)
- \* 基本料金の計算方法は1ヵ月の合計利用単位数に地域区分『3級地』の10.68円を掛けますので合計金額では1日分の料金計算と若干の誤差が生じることがあります。

1. 基本料金(ユニット型個室52床) 1階に10人のユニットが2個、2階に8人のユニットが4個。全室、南側ベランダに面し、室内にトイレと洗面所があります。

要介護度	1日の単位	10割負担の場合の 自己負担料金の目安	1割負担の場合の 自己負担料金の目安	2割負担の場合の 自己負担料金の目安	3割負担の場合の 自己負担料金の目安
要介護1	670単位	7,155円	716円	1,431円	2,147円
要介護2	740単位	7,903円	791円	1,581円	2,371円
要介護3	815単位	8,704円	871円	1,741円	2,612円
要介護4	886単位	9,462円	947円	1,893円	2,839円
要介護5	955単位	10,199円	1,020円	2,040円	3,060円

### 2. 外泊時費用等

- (1) 外泊時費用(病院等へ入院を要した場合や居宅における外泊を認めた場合1月に6日を限度として算定)

1日	246単位	2,627円	1割負担分	263円
			2割負担分	526円
			3割負担分	789円

- (2) 外泊時在宅サービス利用費用(居宅における外泊を認め当該入居者が施設により提供されるサービスを利用した場合1月に6日を限度として算定)

1日	560単位	5,980円	1割負担分	598円
			2割負担分	1,196円
			3割負担分	1,796円

### 3. 加算料金、減算料金

- (1) 初期加算(入居初期の30日間および30日以上入院し再び入居した場合の30日間に

算定。)

1日	30単位	320円	1割負担分	32円
			2割負担分	64円
			3割負担分	96円

(2)退所時栄養情報連携加算(低栄養等の入居者について管理栄養士が他医療機関等に対し栄養管理に対する情報を提供した場合1月に1回を限度として算定)

1回	70単位	747円	1割負担分	75円
			2割負担分	150円
			3割負担分	225円

(3)再入所時栄養連携加算(特別職が必要な入居者に対し医療機関から退院する際、栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し医療機関の管理栄養士と連携して二次入居後の栄養ケア計画を作成した場合入居者1人につき1回を限度として算定。)

1回	200単位	2,136円	1割負担分	214円
			2割負担分	428円
			3割負担分	641円

(4)退所前後訪問相談援助加算(入所中1回または2回、退所後1回に限り算定)

1回	460単位	4,912円	1割負担分	492円
			2割負担分	983円
			3割負担分	1,474円

(5)退所時相談援助加算(入居者及び家族に対し退所後の相援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに必要な情報を提供した場合に算定)

1回	400単位	4,272円	1割負担分	428円
			2割負担分	855円
			3割負担分	1,282円

(6)退所前連携加算(居宅介護支援事業所と退所前から連携し情報提供とサービス調整を行った場合1人につき1回を限度として算定。)

1回	500単位	5,340円	1割負担分	534円
			2割負担分	1,068円
			3割負担分	1,602円

(7)退所時情報提供加算(入居者が退所し医療機関に入院する場合において、入居者の

同意を得た上で医療機関に対し心身の状況等の情報を提供し紹介を行った場合に入居者1人に対し1回を限度として算定)

1回	250単位	2,670円	1割負担分	267円
			2割負担分	534円
			3割負担分	801円

(8)協力医療機関連携加算

(I) 協力医療機関と連携をしている場合1月につき算定、令和7年3月31日までは1月100単位を算定

月	50単位	534円	1割負担分	54円
			2割負担分	107円
			3割負担分	161円
月	100単位	1,068円	1割負担分	107円
			2割負担分	214円
			3割負担分	321円

(II) I以外の協力医療機関と連携している場合

月	5単位	53円	1割負担分	6円
			2割負担分	11円
			3割負担分	16円

(9)栄養マネジメント強化加算(常勤の管理栄養士を中心に栄養ケアを行う場合に算定)

1日	11単位	117円	1割負担分	12円
			2割負担分	24円
			3割負担分	36円

(10)経口移行加算(経管食の方に対し医師の指示を受けた栄養士が計画に基づいて栄養管理を行った場合に180日以内に限り算定。)

1日	28単位	299円	1割負担分	30円
			2割負担分	60円
			3割負担分	90円

(11) 経口維持加算 I・II

(I) 著しい摂食機能障害を有し、造影撮影または内視鏡検査により誤嚥が認められ医師より指示を受けている方を対象に特別な管理をした場合に算定

月	400単位	4,272円	1割負担分	428円
			2割負担分	855円
			3割負担分	1,282円

(II) 摂食機能障害があり誤嚥が認められ医師より指示を受けている方を対象に特別な管理をした場合で経口維持加算 I を算定している場合に算定

月	100 単位	1,068 円	1 割負担分	107 円
			2 割負担分	214 円
			3 割負担分	321 円

(12) 口腔衛生管理加算(歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月に 2 回以上実施、歯科衛生士による介護職員への技術的助言及び指導と当該入居者の口腔に関する相談等に対応できる場合に算定。(II)はそれに加え厚生労働省に情報を提供し、口腔衛生等の管理の実施にあたって必要な情報を活用した場合に算定。)

(I) 月	90 単位	961 円	1 割負担分	97 円
			2 割負担分	193 円
			3 割負担分	289 円
(II) 月	110 単位	1,174 円	1 割負担分	118 円
			2 割負担分	235 円
			3 割負担分	353 円

(13) 療養食加算(医師の指示により疾患治療の手段として発行された食事せんに基づいて療養食が適切に提供された場合に 1 日 3 回まで算定。)

1 回	6 単位	64 円	1 割負担分	7 円
			2 割負担分	13 円
			3 割負担分	20 円

(14) 特別通院送迎加算 (透析が必要な入居者の送迎を月 12 回以上行った場合に算定)

月	594 単位	6,343 円	1 割負担分	635 円
			2 割負担分	1,269 円
			3 割負担分	1,903 円

(15) 配置医師緊急時対応加算 (配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合に算定)

(I) 配置医師の勤務時間 (配置医師と施設との間であらかじめ定められた勤務時間) 外の場合				
1 回	325 単位	3,471 円	1 割負担分	348 円
			2 割負担分	695 円
			3 割負担分	1,042 円

(II) 早朝・夜間の場合

1回	650単位	6,942円	1割負担分	695円
			2割負担分	1,389円
			3割負担分	2,083円

(III) 深夜の場合

1回	1,300単位	13,884円	1割負担分	1,389円
			2割負担分	2,777円
			3割負担分	4,166円

(16) 看取り介護加算 I・II

(I) 終末期の方を看取らせていただくケアに算定

亡くなられた日

1日	1280単位	13,670円	1割負担分	1,367円
			2割負担分	2,734円
			3割負担分	4,101円

亡くなられた日以前2日又は3日

1日	680単位	7,262円	1割負担分	727円
			2割負担分	1,453円
			3割負担分	2,179円

亡くなられた日以前4日以上30日以下

1日	144単位	1,537円	1割負担分	154円
			2割負担分	308円
			3割負担分	462円

亡くなられた日以前31日以上45日以下

1日	72単位	768円	1割負担分	77円
			2割負担分	154円
			3割負担分	231円

(II) 医療提供体制を整備し、終末期の方を看取らせていただくケアに算定

亡くなられた日

1日	1580単位	16,874円	1割負担分	1,688円
			2割負担分	3,375円
			3割負担分	5,063円

亡くなられた日以前2日又は3日

1日	780単位	8,330円	1割負担分	833円
			2割負担分	1,666円

3割負担分 2, 499円

亡くなられた日以前4日以上30日以下

1日	144単位	1, 537円	1割負担分	154円
			2割負担分	308円
			3割負担分	462円

亡くなられた日以前31日以上45日以下

1日	72単位	768円	1割負担分	77円
			2割負担分	154円
			3割負担分	231円

(17)在宅復帰支援機能加算(退所に向けて、家族・居宅介護支援事業所と連絡調整、  
情報提供した場合に算定)

1日	10単位	106円	1割負担分	11円
			2割負担分	22円
			3割負担分	32円

(18)在宅・入所相互利用加算(在宅と施設を交互に利用する場合に算定)

1日	40単位	427円	1割負担分	43円
			2割負担分	86円
			3割負担分	129円

(19)認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ

(Ⅰ)一定の対象者と専門研修終了の職員配置

1日	3単位	32円	1割負担分	4円
			2割負担分	7円
			3割負担分	10円

(Ⅱ)特別の研修を終了した職員配置と職員研修計画がある場合に算定

1日	4単位	42円	1割負担分	5円
			2割負担分	9円
			3割負担分	13円

(20)認知症チームケア推進加算Ⅰ・Ⅱ(認知症の行動・心理症状を未然に防ぐためある  
いは早期に対応するため平時からの取組みをしている場合に算定)

(Ⅰ)月	150単位	1, 602円	1割負担分	161円
			2割負担分	321円

			3割負担分	481円	
(Ⅱ)	月	120単位	1,281円	1割負担分	129円
			2割負担分	257円	
			3割負担分	385円	

(21)認知症行動・心理症状緊急対応加算（入居後7日に限り算定）

1日	200単位	2,136円	1割負担分	214円
			2割負担分	428円
			3割負担分	641円

(22)褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ

(Ⅰ)入居者の褥瘡発生を予防するため、3月に1回評価し、結果を厚生労働省に提出し褥瘡管理の実施にあたって当該情報等を活用した場合に算定

月	3単位	32円	1割負担分	4円
			2割負担分	7円
			3割負担分	10円

(Ⅱ)Ⅰに加え入居時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について褥瘡の発生がない場合に算定

月	13単位	138円	1割負担分	14円
			2割負担分	28円
			3割負担分	42円

(23)排泄支援加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

(Ⅰ)排泄に介護を要する入居者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づいて支援した場合に算定

月	10単位	106円	1割負担分	11円
			2割負担分	22円
			3割負担分	32円

(Ⅱ)上記に加え入居時と比べ排尿排便の一方が改善するとともにいずれも悪化していないこと、もしくはおむつの使用がなしとなる

月	15単位	160円	1割負担分	16円
			2割負担分	32円
			3割負担分	48円

(Ⅲ)上記に加え入居時と比べ排尿排便の一方が改善するとともにいずれも悪化していないこと、さらにおむつの使用がなしとなる

月	20単位	213円	1割負担分	22円
---	------	------	-------	-----

2割負担分 43円

3割負担分 64円

(24) 自立支援促進加算 (入居者ごとに医師が医学的評価を実施している場合に算定)

月 280単位 2,906円

1割負担分 291円

2割負担分 582円

3割負担分 872円

(25) 科学的介護推進体制加算 I・II

(I) 入居者の ADL, 栄養状態等の基本的情報を厚生労働省に提出している場合に算定

月 40単位 427円

1割負担分 43円

2割負担分 86円

3割負担分 129円

(II) 上記に加え疾病状況や服薬状況を厚生労働省に提出している場合に算定

月 50単位 534円

1割負担分 54円

2割負担分 107円

3割負担分 161円

(26) 安全対策体制加算 (外部研修を受けた担当者を配置し安全対策部門を設置し安全対策が講じられている場合に算定。)

入居時1回 20単位 231円

1割負担分 22円

2割負担分 43円

3割負担分 64円

(27) 高齢者施設等感染対策向上加算 I・II

(I) 第二種協定指定医療機関と新興感染症発生時の対応を行う体制を確保している

月 10単位 106円

1割負担分 11円

2割負担分 22円

3割負担分 32円

(II) 診療報酬上の感染対策向上加算の届け出をしている医療機関と新興感染症発生時の対応を行う体制を確保している

月 5単位 53円

1割負担分 6円

2割負担分 11円

3割負担分 16円

(28) 新興感染症等施設療養費 (厚生労働省の定める感染症に感染した入居者に対し介護

サービスを提供した場合、1月に1回連続する5日を限度として算定)

1日	240単位	2,563円	1割負担分	257円
			2割負担分	513円
			3割負担分	769円

(29)生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ

(Ⅰ)Ⅱの要件を満たし成果が確認された事等

月	100単位	1,068円	1割負担分	107円
			2割負担分	214円
			3割負担分	321円

(Ⅱ)委員会の開催や見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している等

月	10単位	106円	1割負担分	11円
			2割負担分	22円
			3割負担分	32円

(30)サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

(Ⅰ)介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上

1回	22単位	234円	1割負担分	24円
			2割負担分	47円
			3割負担分	71円

(Ⅱ)介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上

1回	18単位	192円	1割負担分	20円
			2割負担分	39円
			3割負担分	58円

(Ⅲ)常勤職員が75%以上配置されていること

1回	6単位	64円	1割負担分	7円
			2割負担分	13円
			3割負担分	20円

(31)夜勤職員配置減算(夜勤時間帯に夜勤を行う職員数が基準に満たない状態が2日以上連続して発生、あるいは4日以上発生した場合)

翌月の入居者全員について、所定単位数の97%に減算

(32)定員超過利用減算(入居定員を超えた場合)

定員超過が生じた翌月から解消された月まで入居者全員について所定単位数の70%に減算

(33)人員配置基準欠如減算（介護、看護または介護支援専門員の員数が基準に満たない場合）

配置基準を満たさない状態が生じた翌月から解消された月まで入居者全員について所定単位数の70%に減算（人員欠如の割合が1割以内の場合は、欠如が確認された翌々月から減算）

(34)ユニットケア体制未整備減算（ユニットケアにおける体制が未整備である場合）

基準を満たさない状態が生じた月の翌々月から解消された月まで入居者全員について所定単位数の70%に減算

(35) 身体拘束廃止未実施減算(身体拘束の適正化を図るため、指針を整備する等の措置を講じない場合に減算。)

適正化が図られるまで入居者全員について1日10%減算

(36) 安全管理体制未実施減算（事故の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。）

1日につき5単位を減算	53円	1割負担分	6円
		2割負担分	11円
		3割負担分	16円

(37)高齢者虐待防止措置未実施減算（虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない）

所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

(38)業務継続計画未実施減算（感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務計画が策定されていない場合）

所定単位数の3/100に相当する単位数を減算

(39)栄養管理基準減算（栄養士または管理栄養士を配置し入居者の計画的な栄養管理を行っていない場合）

1日につき14単位を減算	149円	1割負担分	15円
		2割負担分	30円
		3割負担分	45円

(40)日常生活継続支援加算（入居者の日常生活自立度判定と介護福祉士の配置員数により算定）

1日	46単位	491円	1割負担分	50円
			2割負担分	99円
			3割負担分	148円

(41)看護体制加算Ⅰ・Ⅱ（Ⅰ.一定の常勤看護師配置、Ⅱ.夜間連絡体制に対して算定）

(Ⅰ)	1日	4単位	42円	1割負担分	5円
				2割負担分	9円
				3割負担分	13円
(Ⅱ)	1日	8単位	85円	1割負担分	9円
				2割負担分	17円
				3割負担分	26円

(42)夜勤職員配置加算Ⅰ・Ⅱ（入居定員51人以上で夜勤職員を1名多く配置する等の場合算定）

(Ⅱ)	1日	18単位	192円	1割負担分	20円
				2割負担分	39円
				3割負担分	58円
(Ⅳ)	1日	21単位	224円	1割負担分	23円
				2割負担分	45円
				3割負担分	68円

(43)生活機能向上連携加算（外部のリハビリテーション専門職等と連携した場合に3月に1回を限度に算定）

(Ⅰ) 医療機関の理学療法士等から助言を受け個別機能訓練計画を作成

月	100単位	1,068円	1割負担分	107円
			2割負担分	214円
			3割負担分	321円

(Ⅱ) 外部の医師等が施設を訪問し身体状況等について施設の職員と共同でアセスメントを行ったうえで多職種で計画的に機能訓練を実施する

月	200単位	2,136円	1割負担分	214円
			2割負担分	428円
			3割負担分	641円

(44)個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ

(Ⅰ) 常勤の機能訓練指導員が計画に基づいて訓練を行っている場合に算定

1日	12単位	128円	1割負担分	13円
----	------	------	-------	-----

			2割負担分	26円
			3割負担分	39円
(II)	Iに加え訓練の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定			
	月	20単位	213円	
			1割負担分	22円
			2割負担分	43円
			3割負担分	64円
(III)	月	20単位	213円	
			1割負担分	22円
			2割負担分	43円
			3割負担分	64円

(45)ADL維持等加算 I・II

(I) 入居者等の総数が10人以上であること、ADL値を測定し厚生労働省に提出している場合に算定

	月	30単位	320円	
			1割負担分	32円
			2割負担分	64円
			3割負担分	96円

(II) Iに加え評価対象入居者の調整済みADL値利得を平均して得た値が2以上である場合に算定

	月	60単位	640円	
			1割負担分	64円
			2割負担分	128円
			3割負担分	192円

(46)若年性認知症入所者受入加算 (該当する疾病の方を受け入れた場合に算定)

	1日	120単位	1,281円	
			1割負担分	129円
			2割負担分	257円
			3割負担分	385円

(47)常勤専従医師配置加算 (常勤の医師を配置した場合に算定)

	1日	25単位	267円	
			1割負担分	27円
			2割負担分	54円
			3割負担分	81円

(48)精神科医療養指導加算 (精神科医による療養指導が月2回以上行われている場合算定)

	1日	5単位	53円	
			1割負担分	6円
			2割負担分	11円

3割負担分 37円

(49)障害者生活支援体制加算Ⅰ・Ⅱ（厚生労働大臣の定める視覚障害、聴覚障害または言語機能障害、知的障害、精神障害に適合する障害者の受け入れに対し算定）

(Ⅰ) 該当する障害の方を30%以上受け入れ、障害者生活支援員を1名以上配置した場合に算定

1日	26単位	277円	1割負担分	28円
			2割負担分	56円
			3割負担分	84円

(Ⅱ) 該当する障害の方を50%以上受け入れ、障害者生活支援員を2名以上配置した場合に算定

1日	41単位	437円	1割負担分	44円
			2割負担分	88円
			3割負担分	132円

(50)在宅復帰支援機能加算(退所に向けて家族・居宅介護支援事業所と連絡調整、情報提供した場合に算定)

1日	10単位	106円	1割負担分	11円
			2割負担分	22円
			3割負担分	32円

(51)介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ（介護職員の賃金の改善等を実施した場合に算定）

(Ⅰ) 1月につき+所定単位数×140/1000

(Ⅱ) 1月につき+所定単位数×136/1000

(Ⅲ) 1月につき+所定単位数×113/1000

(Ⅳ) 1月につき+所定単位数×90/1000

(Ⅴ)(1) 1月につき+所定単位数×124/1000

(2) 1月につき+所定単位数×117/1000

(3) 1月につき+所定単位数×120/1000

(4) 1月につき+所定単位数×113/1000

(5) 1月につき+所定単位数×101/1000

(6) 1月につき+所定単位数×97/1000

(7) 1月につき+所定単位数×90/1000

(8) 1月につき+所定単位数×97/1000

(9) 1月につき+所定単位数×86/1000

- (10) 1月につき+所定単位数× 74/1000
- (11) 1月につき+所定単位数× 74/1000
- (12) 1月につき+所定単位数× 70/1000
- (13) 1月につき+所定単位数× 63/1000
- (14) 1月につき+所定単位数× 47/1000

#### 4.その他の料金(介護保険外料金)

##### (1) 居住費・食費の負担額

所得の要件		預貯金等の資産の要件	1日の居住費	1日の食費
生活保護受給者		—	880円	300円
世帯	高齢福祉年金受給者			
全	前年の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	【単身】650万円以下 【夫婦】1,650万円以下	880円	390円
員	前年の年金収入額+その他合計所得金額が80万円超120万円以下の方	【単身】550万円以下 【夫婦】1,550万円以下	1,370円	650円
が	前年の年金収入額+その他合計所得金額が120万円超の方	【単身】500万円以下 【夫婦】1,500万円以下	1,370円	1,360円
住				
民				
税				
非				
課				
税				
軽減対象とならない方		—	2,066円	1,535円

\*負担限度額認定を受けている場合には、負担限度額認定証をご提出いただくことで上記の限度額が適用されます。

〔食費内訳：朝食383円、昼食492円、おやつ107円、夕食553円〕

\*前日の午前10時までに欠食の申し出があった場合、欠食分の食事代は請求致しません。

それ以後のお申し出の場合は実費をご負担いただきます。

\*「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用と異なる食材を使用し、特別な調理を行う食事を、希望者に対し別に定める料金で提供します。事前に希望をとらせていただきます。

(例：元旦の御節料理、花見弁当、松花堂弁当、等)

\*入院・外泊の際は、外泊時費用の対象期間に限り居住費が算定されます。

\*入院中の居室を、空床利用として他者が利用することを好まれない場合、外泊時費用の算定できない日数については室料をご負担いただきます。

室料 1日あたり 2,000円(生活保護受給者を除く)

- (2) 金銭・預貯金通帳等の預かり事務代行料 1日あたり 30円
- (3) 電気器具使用料 1日あたり 30円

- (4) クラブ活動費 材料費等につき実費相当額を負担いただきます。
- (5) その他の日常生活費(個人使用の歯ブラシ、歯磨き剤、義歯洗浄剤、乳液、シェービングローション、石鹸、個人使用のタオル類、等)は各々実費をご負担いただきます。  
\*ご家族等が持ち込まれる場合、または入居者ご本人が準備される場合には日常生活費としての請求はありません。
- (6) 取次ぎによる外部のクリーニング店を利用してのクリーニング代、理容・美容・マッサージ等の料金は、それぞれの利用代金をお支払いいただきます。